

令和8年度 第1回岡山県グリーン購入対策会議 【議事概要】

日時：令和8年8月26日（水）

14:00～15:40

場所：岡山県庁環境文化部会議室

1 開会

司会：循環型社会推進課

2 開会あいさつ

環境文化部次長

3 会長及び副会長の選任

委員の互選により、岡本委員を会長に、松井委員及び生内委員を副会長に選任

4 議 題

（1）岡山県エコ製品の認定審査について

①焼成品について

資料により循環型社会推進課から説明後、質疑応答

- <委員> 焼成品と熔融スラグは原料とプロセスが同じなので同基準を持って準用するのが自然である。熔融スラグの基準と焼成品の基準はどういう点が違うのか。
- <事務局> 焼成品は燃え殻・ばいじんを高温処理したもので砂状の粉末状のもの。熔融スラグのように熔融固化したものではない。
- <委員> 熔融スラグも砂状で出てくる場合がある。熔融スラグと同じ基準が良い。
- <事務局> 事務局としては石炭灰（クリンカアッシュ）に類似したものと考え、これを参考に基準を示している。コンクリート副産物の再利用に関する用途別品質基準はコンクリート構造物の解体に伴って発生するコンクリート塊を再生利用するための基準で、埋戻材・裏込材として利用する際の品質基準が規定されている。一方の熔融スラグは道路用やコンクリート用の骨材として利用する製品を想定している。
- <委員> コンクリートは一般的に天然物が多く重金属に関する基準がないが、廃棄物由来となると重金属が結構入ることになる。そういった部分のチェックが必要ではないか。
- <事務局> 共通基準②で、土壌の汚染が懸念される品目については環境基本法に基づく土壌汚染にかかる環境基準に適合することが必要である。
- <委員> 環境基本法の環境基準だけでは不十分であり、熔融スラグを利用する場合は重金属が含まれているので溶出量と含有量の両方を見て確認するが、今回もそれを踏襲すべきではないか。共通基準③は熔融スラグについてのみ適用されるように読めるが、焼成品についても原料が同じ熔融スラグの基準が必要ではないか。埼玉県基準には「有害物質の溶出量、含有量の基準に適合すること」と記載されており、焼成品にも適用すべき基準である。
- <事務局> 含有量についても当然求めていかなければいけない部分と考えている。安全性及び品質の基準の個別基準の中に「土壌汚染対策法の含有量基準にも適合すること」という記載を追加する方向で検討したい。

【次頁に続く】

- <委員> 委員が言われたように、事務局も含有量について確認すると言っていた。事務局もそこについて確認するのであれば、そう読めるよう基準に記載することで問題ない。
- <事務局> 含有量についても確認をしている。今回の焼成品には含有量基準を設ける。
- <委員> 特別管理廃棄物になると石綿（アスベスト）などが入ってくるのではないかとこの心配はある。今までは外れていたが、対象に入れることはあるのか。
- <事務局> 今回の申請に関して言えば、受け入れ材料は、焼却灰・ばいじんに限定している。申請者の説明では、廃石綿は最終処分場で埋め立てを行うということになっているので、石綿は入らない。
- <委員> 今回の申請者だけが申請をしてくるわけではない。その時に何を対象にするのかというところが、特別管理産業廃棄物は今までは対象外で考えなくて良かったものが、これからの申請の中で幅が広がった可能性があるから心配である。他の事業者が申請してきた時に話がややこしくなりそうだ。
- <事務局> 廃石綿等についてはこの場で改正案として示すことができない状態なので、県としてもう一度しっかり整理した上で、改正案の審議をお願いしたい。書面での審議をするかなど、会長と相談したい。
- <委員> 今の状態（廃石綿等の記載がない状態）で、この製品の審査に影響はないのではないかと。
- <事務局> 含有量試験も申請書に添付されており、土壌汚染対策法の含有量基準に適合していることは確認しているので問題ないものではあるが、基準が決まらない状態では製品の審査はできないので、改めて審議をお願いしたい。
- <委員> 改正案は改めて提示される。それによってまた製品審査も変わってくる。引き続き、次の基準の審査を行う。

・申請のあった製品については基準を整理したうえで、追加の審査を行う。

②港湾用非鉄スラグ資材について

資料により循環型社会推進課から説明後、質疑応答

- <委員> 「フェロマンガンスラグ」と書かれているが、鉄と非鉄の違いはどういうものか。フェロマンガン自体はあまり馴染みがない。フェロがついているので鉄も若干含まれると思うが、フェロマンガンは非鉄というカテゴリーに当たるということか。
- <事務局> フェロマンガンはマンガン鉱石から製錬されるマンガンと鉄の合金。製品のパンフレットの化学成分の記載のとおり、鉄はほとんど含まれない。フェロマンガンスラグはフェロマンガン製錬時に発生する副産物であるスラグをさすものであるため、フェロとついてはいるが非鉄スラグのカテゴリーで間違いはない。
- <委員> 着定基質はどういうものか。
- <事務局> 着定基質は、藻場として使われている資材。
- <委員> 申請のあった製品は着定基質として使えるものなのか。
- <事務局> 申請のあった製品とはサイズ違いのものを着定基質として既に認定済み。今回は別用途として、港湾用途資材の裏込材としての申請になる。同一製品名だが用途が異なるため別品目として認定を行う。

【次頁に続く】

- <委員> 商品名を変えないとどちらのカテゴリーに適合しているか分からなくなる。改正案では港湾用途以外に使ってはいけないとし、再利用しないことを使用者に注意喚起することになっている。着定基質にも明示しないといけないのではないのか。
- <事務局> 安全データシートの廃棄上の注意に「管理型処分場で処分する」旨を指定しており、基本的には再利用しないものとして販売時に案内している。申請のあった製品はどちらの用途でも再利用しないものとして考えている。
- <委員> 着定基質についても同じリサイクルガイドラインが適用されるべきものなのであれば、同じ注意喚起を着定基質の特記事項にも書くべきではないかという疑問がある。同じく港湾で使われるものなら両方に書くべきではないのか。
- <委員> 新しい製品については多分問題ないだろうと思う。ただ、この製品が既に同じ品名で着定基質として認定されているので、そこに引っかかっている。今回の新しい認定に関しては問題ないが、同じ製品で2つ認定されている場合に、新しい基準ができた時に、これまで認定を受けていたものが新しい基準に引きずられる・引っ張られることはないのかを確認していただければいい。
- <委員> 既に認定しているものが新しい基準でどうなるかというところが投げかけられているので、もう一度整理してもらった方がいい。
- <事務局> 参考にした着定基質（海域用）の品目についても、再利用は想定されないものであることに変わりはない。今回の改正案でお伝えした特記事項をこちらにも適用する必要があると考えられるので改正で改めて示させていただきたい。
- <委員> 認定自体は問題ないだろう。ただ製品名が同じままでいいのかという疑問がある。用途が違えば適用される基準が違えば、売った用途と使われる用途のずれが生じると、基準が違えばものを使ってしまうことになるので、区別を付ける必要がある。
- <事務局> 製品が違うものだということが分かるように、「製品名（着定基質）」「製品名（港湾用非鉄スラグ資材）」というように、名称に付け加えるよう事業者を求める。販売時にもどちらの用途か明確にするように事業者を求めることとする。
- <委員> 着定基質（海域用）については次回に書面審査でいいので検討してください。

・申請のあった製品について、認定することが適当と判断された。

（２）その他

- <委員> 最近ではエコ製品の新規申請が少なくなり、1件1件に時間をかけて審議できる状況だが、申請件数が増えればまた状況が変わってくるだろう。
- 一般消費者向けの製品がほとんどなく、価格が高いというイメージがある。環境を大事にしようという動きもあるので、一般消費者向けの製品開発を業者に促してほしい。委員には、与えられた資料の範囲で判断し、納得いかない表現があれば指摘してほしい。意見を出してくれることがありがたい。

5 閉会

【次頁に続く】

○令和8年度 第1回岡山県グリーン購入対策会議追加審議

開催方法：書面実施

回答期限：令和8年9月25日（金）

内容

- 1 再生品使用促進指針及び岡山県エコ製品の判断基準の改正について
【共通（資材）、焼成品】
- 2 岡山県エコ製品の認定審査について＜新規＞
【焼成品】

回答

- 1 意見なし
- 2 意見なし

・申請のあった製品について、認定とすることが適当と判断された。